

**練馬区公共施設等総合管理計画  
〔実施計画〕**

**平成 30 年（2018 年）3 月**

**練 馬 区**



# 目次

はじめに	1
1 実施計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
実施計画の見方	2
<b>I 区立施設編</b>	<b>3</b>
第1章 区立施設改修・改築等実施計画	4
1 施設種別ごとの取組	4
(1) 庁舎等	4
(2) 区民事務所、旧出張所	6
(3) 総合福祉事務所	7
(4) 保健相談所	8
(5) 土木出張所、公園出張所	9
(6) 文化・生涯学習施設	10
(7) スポーツ施設	12
(8) 産業振興・勤労者福祉施設、集会施設	13
(9) 子どもと青少年の施設	14
(10) 高齢者福祉施設	18
(11) 障害者福祉施設	19
(12) 地域の施設	20
(13) 教育施設	22
(14) 花とみどりの相談所	23
2 リーディングプロジェクト	24
(1) 高野台運動場用地における病院と福祉園の整備	24
(2) 旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の統合・再編	25
(3) 北保健相談所移転と周辺施設の集約	26
3 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設	27
(1) 特別養護老人ホーム・デイサービスセンター	27
(2) 作業所・生活介護施設	27
4 使用料の適正負担について	28
5 区立施設マネジメントの推進	29
(1) 総合調整を行う組織の設置	29
(2) 第三者によるマネジメントチェックの導入	29
(3) 民間活力の活用	29

第2章 委託・民営化実施計画	31
1 施設種別ごとの取組	32
(1) 子どもと青少年の施設	32
(2) 高齢者福祉施設	36
(3) 障害者福祉施設	37
(4) 清掃事務所	40
(5) 教育施設	41
(6) 文化・生涯学習施設	42
(7) 花とみどりの相談所	43

## II 都市インフラ編

第1章 都市インフラ実施計画	46
1 道路	47
2 橋梁	48
3 公園	49
4 駐車場	51

※ 新元号が未決定のため、平成31年以降の年次についても「平成」で表記しています。